

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年9月14日(2006.9.14)

【公開番号】特開2005-237031(P2005-237031A)

【公開日】平成17年9月2日(2005.9.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-034

【出願番号】特願2005-84345(P2005-84345)

【国際特許分類】

H 04 Q 7/38 (2006.01)

H 04 L 1/16 (2006.01)

H 04 B 1/707 (2006.01)

【F I】

H 04 B 7/26 109M

H 04 L 1/16

H 04 J 13/00 D

【手続補正書】

【提出日】平成18年7月28日(2006.7.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

制御チャネルにて伝送される制御情報を用いてデータチャネルの受信を行う無線通信移動局装置において使用される無線通信方法であって、

前記制御情報が自装置の受信能力の範囲内である場合に、前記データチャネルの誤り検出結果に基づいてACK信号またはNACK信号を送信する一方、

前記制御情報が自装置の受信能力の範囲外である場合に、ACK信号およびNACK信号を送信しない、

無線通信方法。

【請求項2】

前記制御情報が自装置の受信能力の範囲内であり、かつ、前記制御チャネルが自装置宛ての制御チャネルである場合に、前記データチャネルの誤り検出結果に基づいてACK信号またはNACK信号を送信する、

請求項1記載の無線通信方法。

【請求項3】

前記制御チャネルはHS-SCHであり、前記データチャネルはHS-PDSCHである、

請求項1記載の無線通信方法。

【請求項4】

前記制御情報で示される前記データチャネルの受信に必要なマルチコード数が、自装置にて扱うことができるマルチコード数を超える場合に、前記制御情報が自装置の受信能力の範囲外であるとする、

請求項1記載の無線通信方法。

【請求項5】

前記制御情報で示される前記データチャネルの伝送に用いられる変調方式が、自装置にて扱うことができない変調方式である場合に、前記制御情報が自装置の受信能力の範囲外

であるとする、

請求項 1 記載の無線通信方法。

**【請求項 6】**

制御チャネルにて伝送される制御情報を用いてデータチャネルの受信を行う無線通信移動局装置において使用される無線通信方法であって、

前記制御情報が自装置の受信能力の範囲内であるか否かに応じて前記データチャネルの誤り検出結果の送信有無を制御する、

無線通信方法。

**【請求項 7】**

制御情報を含む制御チャネルとデータチャネルとを受信する受信手段と、

前記制御チャネルが自装置宛ての制御チャネルか否か判定する判定手段と、

前記データチャネルの復号結果に対して誤り検出を行う検出手段と、

前記検出手段での検出結果に従ってACK信号またはNACK信号を送信する送信手段と、

前記制御チャネルが自装置宛ての制御チャネルでない場合に、前記送信手段に前記ACK信号および前記NACK信号を送信させない制御手段と、

を具備する無線通信移動局装置。

**【手続補正 2】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0011

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0011】**

本発明では、制御チャネルにて伝送される制御情報を用いてデータチャネルの受信を行う無線通信移動局装置において、前記制御情報が自装置の受信能力の範囲内である場合に、前記データチャネルの誤り検出結果に基づいてACK信号またはNACK信号を送信する一方、前記制御情報が自装置の受信能力の範囲外である場合に、ACK信号およびNACK信号を送信しない。